

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | | |
|----------|----------------------------|----|
| (1) 調達番号 | 財契085 | |
| (2) 契約件名 | 大阪大学吹田地区実験系汚泥および廃液搬出処理請負業務 | 一式 |
| | (詳細は別紙仕様書のとおり) | |
| (3) 契約期間 | 別紙仕様書のとおり | |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書並びに公募型見積合わせ公告に示した見積参加資格(2)を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課役務係
電話 06-6105-6236
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年1月18日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕様書

契約の表示	大阪大学吹田地区実験系汚泥および廃液搬出処理請負業務 1 式
契約の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
排出部局	国立大学法人大阪大学本部事務機構、大学院人間科学研究科、医学部保健学科、医学部附属病院、大学院歯学研究科、大学院薬学研究科、大学院工学研究科（低温センター、超高圧電子顕微鏡センター、ラジオアイソトープ総合センター、環境安全研究管理センター、生物工学国際交流センターを含む）、大学院生命機能研究科、微生物病研究所、産業科学研究所、蛋白質研究所、接合科学研究所、核物理研究センター、レーザー科学研究所、大学院情報科学研究科、世界最先端研究機構免疫学フロンティア研究センター、附属図書館生命科学図書館、附属図書館理工学図書館、大学院医学系研究科、キャンパスライフ健康支援・相談センター吹田分室、共創機構（産学共創棟、テクノアライアンス棟）
適用法令	契約の細目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「毒物及び劇物取締法」並びに関係法令を適用し、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
代金の支払	代金は、業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
仕 様	1. 収集運搬業者及び処理処分業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の搬出処理を、本仕様書及び本学安全衛生管理部作成の「安全衛生ガイドライン」に従って実施するものとする。 2. 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。 3. 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを、処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長が許可した「産業廃棄物処分業許可証」及び「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを、大学に提出するものとする。 4. 収集運搬業者及び処理処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）に加入しているものとし、それを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出するものとする。 5. 収集運搬業者は、本学が排出する産業廃棄物等の適正処理に関する処理処分業者の営業及び請求業務等の一切の窓口業務を行うものとする。

6. 廃棄物の種類、分類、名称及び予定数量

廃棄物の種類	分類	廃棄物の名称		予定数量	具体的な排出物
廃油・廃酸 廃アルカリ 汚泥	汚泥	1	一般無機汚泥	4,879kg	シリカ、活性炭、芒硝、ゼオライト、モレキュラーシーブス、乾燥フィルター、ろ紙等
		2	一般有機汚泥	3,863kg	化学薬品付着ゴミ(エチプロ付着手袋や紙など)、乾燥砂等
		3	Cr、Pb、Cd 含有汚泥	74kg	
		4	CN 含有汚泥	2kg	
		5	Se、As 含有汚泥	106kg	
	廃液	6	一般無機廃液	5,556kg	酸性廃液（硫酸・塩酸・硝酸など）、アルカリ性廃液（苛性ソーダ、アンモニアなど）、無害重金属を含んだ廃液（鉄、マンガン、銀、銅、スズ、タングステンなど）等
		7	一般有機廃液	29,829kg	含水有機溶媒（アセトン、キシレン、トルエン、アルコールなど）、有機酸廃液（フェノールなど）、機械油、培地、ハロゲン系廃液、グリス、染色液、写真系廃液、接着剤等
		8	Cr、Pb、Cd 含有廃液	936kg	
		9	CN 含有廃液	54kg	
		10	Se、As 含有廃液	553kg	

※廃液の回収容器はポリ容器（20L、10L、5L、3L）とする。

※但し、上記回収容器での廃棄が困難な廃棄物が発生した場合は、事前に収集運搬業者に相談し、同意のうえ廃棄を行うものとする。

7. 収集運搬業務は、別紙図面内の本学が指示した部局等において、以下の指定月に1回以上実施するものとする。但し、別途本学の指示により追加で実施することもある。

指定月	部局名
毎月（3月は除く）	医学部附属病院、大学院工学研究科
奇数月（3月は除く） および2月	微生物病研究所、産業科学研究所、蛋白質研究所、免疫学フロンティア研究センター
偶数月	その他の部局

8. 本学は、収集運搬業務の実施日の2週間前までに、別紙1「廃棄物リスト」を収集運搬業者に送付するものとする。
9. 本学は、電子マニフェストシステムにより収集作業前に必要事項の予約登録を行い、収集作業完了後、速やかに本登録を行うものとする。
10. 収集運搬業者は電子マニフェストシステムにより、収集作業完了後数量等の修正を行い、収集運搬完了後原則3日以内に報告を行うものとする。
処分処理業者は電子マニフェストシステムにより、中間処分処理完了後および最終処分業者から最終処分処理報告を受けた後、原則3日以内に報告を行うものとする。
また、本学より書面による業務完了報告書の提出を求められた際にはこれに速やかに応じるものとする。但し、土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）、廃棄物の引渡し日、運搬終了日、中間処理終了日及び最終処分業者から最終処分終了報告を受けた日は報告期限に含まないものとする。
11. 収集運搬業者は、収集運搬業務を行った際には引取書を発行し、各部局立会者の検認後、検査職員の補助者（別紙2参照）に提出するものとする。
12. 業務は、電子マニフェストシステムにて、中間処分処理完了報告の通知をもって完了とする。
なお、収集運搬と中間処分処理については、マニフェスト情報を登録した日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に（但し、2月の回収に限っては、3月31日までに完了するものとする。）、最終処分処理報告については、マニフェスト交付の日から180日以内に完了するものとする。
13. 業務に必要な機器・消耗品等は、全て収集運搬業者及び処理処分業者の負担とする。
14. 収集運搬業者は、収集運搬業者の過失により、本学の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えた場合は、弁償の責を負うものとする。
15. 収集運搬業者は、収集運搬の際は、安全かつ無事故に業務を完了できるよう、細心の注意を払って業務を行うものとする。また、本学は、本学安全衛生管理部作成の「安全衛生ガイドライン」に従って上記廃棄物の管理及び排出を行うものとする。
16. その他詳細については、本学財務部契約課役務係及び各部局担当係の担当者と協議により決定するものとする。

廃棄物リスト
(兼引取書)

○排出場所

部局名: _____

立会者(連絡先): _____

No.	研究室名	廃棄物番号	廃棄物の名称	廃棄薬品名	容器サイズ	個数	数量(kg)	備考
	例							
1	■■研究室	1	一般無機汚泥	シリカ	1 箱	2	5	
2	■■研究室	2	一般有機汚泥	化学薬品付着ゴミ(エチプロ付着手袋等)	1 袋	2	2	
3	○○研究室	1	CN含有廃液	シアン化合物含有	10 L	1	10	ポリ容器
4	○○研究室	2	Se,As含有廃液	セレン化合物含有	5 L	1	5	ポリ容器
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

立会者

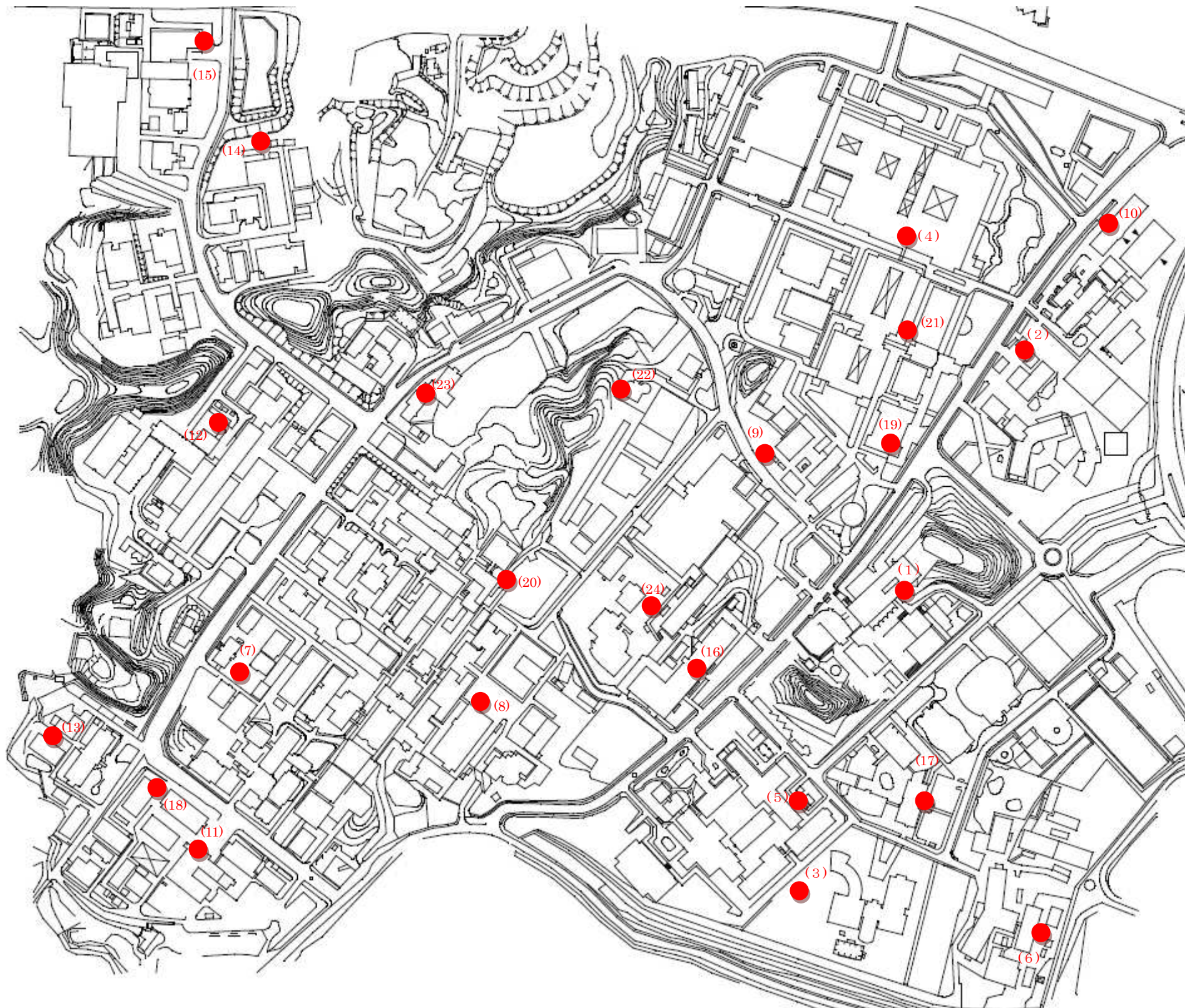
別紙2

検査職員の補助者及び担当係一覧

部局名	住所	検査職員の補助者	担当係
本部事務機構	吹田市山田丘 1-1	財務部契約課 契約総括係長	財務部契約課 契約総括係
大学院人間科学研究科	吹田市山田丘 1-2	会計係長	会計係
医学部保健学科	吹田市山田丘 1-7	会計係長	会計係
医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15	管理課用度第三係長	管理課用度第三係
大学院歯学研究科	吹田市山田丘 1-8	総務課管理係長	総務課管理係
大学院薬学研究科	吹田市山田丘 1-6	会計係長	会計係
大学院工学研究科	吹田市山田丘 2-1	(工学研究科) 経理課契約係長	(工学研究科) 経理課契約係
低温センター	吹田市山田丘 2-1		
超高压電子顕微鏡センター	茨木市美穂ヶ丘 7-1		
ラジオアイソトープ総合センター	吹田市山田丘 2-4		
環境安全研究管理センター	吹田市山田丘 2-4		
生物工学国際交流センター	吹田市山田丘 2-1		
大学院生命機能研究科	吹田市山田丘 1-3	会計係長	会計係
微生物病研究所	吹田市山田丘 3-1	会計係長	会計係
産業科学研究所	茨木市美穂ヶ丘 8-1	研究連携課契約係長	研究連携課契約係
蛋白質研究所	吹田市山田丘 3-2	会計係長	会計係
接合科学研究所	茨木市美穂ヶ丘 11-1	会計係長	会計係
核物理研究センター	茨木市美穂ヶ丘 10-1	会計係長	会計係
レーザー科学研究所	吹田市山田丘 2-6	会計係長	会計係
大学院情報科学研究科	吹田市山田丘 1-5	会計係長	会計係
世界最先端研究機構 免疫学フロンティア研究センター	吹田市山田丘 3-1	会計係長	会計係
附属図書館生命科学図書館	吹田市山田丘 2-3	附属図書館総合図書館 会計係長	附属図書館生命科学図書館 班管理主担当
附属図書館理工学図書館	吹田市山田丘 2-1	附属図書館総合図書館 会計係長	附属図書館理工学図書館 班管理主担当
大学院医学系研究科	吹田市山田丘 2-2	経理課 外部資金第一係長	経理課 外部資金第一係

部局名	住所	検査職員の補助者	担当係
キャンパスライフ健康支援・相談センター ※キャンパスライフ健康支援・相談センター吹田分室	豊中市待兼山町 1-17 ※吹田市山田丘 2-1	会計係長	会計係
共創機構（産学共創棟）	吹田市山田丘 2-1	共創推進部共創企画課	共創推進部共創企画課
共創機構（テクノアライアンス棟）	吹田市山田丘 2-8	会計係長	会計係

大阪大学吹田地区実験系汚泥および廃液搬出処理請負業務 集積場所図面



本部事務機構 1
人間科学研究科 2
医学部保健学科 3
医学部附属病院 4
歯学研究科 5
薬学研究科 6
工学研究科 7,8,9
生命機能研究科 10
微生物病研究所 11
産業科学研究所 12
蛋白質研究所 13
接合科学研究所 14
核物理研究センター 15
レーザー科学研究所 16
情報科学研究科 17
世界最先端研究機構免疫学フロンティア研究センター 18
附属図書館生命科学図書館 19
附属図書館理工学図書館 20
医学系研究科 21
キャンパスライフ健康支援・相談センター吹田分室 22
共創機構(産学共創棟) 23
共創機構(テクノアライアンス棟) 24

電話番号

見積書

廃棄物の種類	分類	廃棄物の名称		数量	単価 (税抜)	合計
廃油 廃酸 廃アルカリ 汚泥	汚泥	1	一般無機汚泥	4,879 kg	円/kg	円
		2	一般有機汚泥	3,863 kg	円/kg	円
		3	Cr、Pb、Cd 含有汚泥	74 kg	円/kg	円
		4	CN 含有汚泥	2 kg	円/kg	円
		5	Se、As 含有汚泥	106 kg	円/kg	円
	廃液	6	一般無機廃液	5,556 kg	円/kg	円
		7	一般有機廃液	29,829 kg	円/kg	円
		8	Cr、Pb、Cd 含有廃液	936 kg	円/kg	円
		9	CN 含有廃液	54 kg	円/kg	円
		10	Se、As 含有廃液	553 kg	円/kg	円
合 計						円

※単価には収集運搬費を含む。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学吹田地区実験系汚泥および廃液搬出処理請負業務 1 式

請負代金額 別紙単価表のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い、甲の事業場から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な収集運搬処分を行うものとする。

第2条 乙は、業務を行う上で知り得た甲に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 乙の事業範囲は別紙1に示す許可の範囲のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

第4条 乙は、別紙仕様書に示す各部局における廃棄物の保管場所から、専用運搬車で廃棄物を収集し、別紙2の中間処分場において処分するものとする。ただし、中間処分後廃棄物が発生する場合には、乙が責任をもって処分するものとする。

第5条 乙は、産業廃棄物等の積替保管を行う場合、第8条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所等は別紙1のとおりとし、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

第6条 供給者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第7条 甲は、廃棄物の適正な処理のため、廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量、石棉含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項等の必要な情報を、必要に応じて、書面をもって乙に提供する。通知する文書は「廃棄物データシート（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。

2 甲は、当該廃棄物が日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を乙に文書にて通知しなければならない。

3 甲は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2号の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙に提供し、甲と乙とが対応について協議する。

第8条 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第9条 甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織を利用するものとする。

第10条 請負代金は、中間処分処理完了分を当月分として毎月払とし、毎月の中間処分処理業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第11条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第12条 契約保証金は、免除する。

第13条 甲は、別紙仕様書に変更があった場合は乙に対して速やかにその旨を通知するものとする。

第14条 乙は、この契約に係る業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第15条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第16条 乙は、業務に際し、甲の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えないよう、注意義務を怠ってはならない。

第17条 乙は、前条にもかかわらず甲の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第18条 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第19条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第20条 前条によりこの契約を解除した場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の運搬・処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物の処分が完了し、甲が支払いを終えるまでは、甲及び乙はこの契約が有効に続いている場合に生じる義務を負う。

第21条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第22条 この契約について、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第23条 本契約の有効期間は、第8条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第2条、第4条から第6条、第9条から第11条、第14条、第15条、及び第18条から第22条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

第24条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

乙

別紙 1

乙の有する許可の範囲（収集運搬）

区 分	
許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	

積替保管について

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物等の種類	
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

別紙 2

乙の有する許可の範囲（中間処分）

区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事業の区分・処分方法	
廃 棄 物 の 種 類	
許 可 の 条 件	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	

最終処分場について

中間処分後廃棄物の種類	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
処 分 の 方 法	
処分する施設の処理能力	

单価表

[illegible]

合計予定金額

四

※消費税及び地方消費税は甲が負担する。
※重量については、風袋込みの重さとする。